

クーリング・オフについて



1. 訪問販売で互助会の加入申込みをされた場合、又は契約をされた場合、契約日から8日間を経過するまでは、書面（ハガキ、封書等）又は電磁的記録（電子メール等）により無条件で加入申込みの撤回又は契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」という。）ができ、その効力は当該書面等を下記連絡先あてに発信した日（郵便消印日付等）から発生します。

なお、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者又は加入者の負担となります。

<p>< 連絡先 株式会社大成互助センター 会員管理課 > 住所 東京都品川区西五反田 2-10-2 メールアドレス info-gojokai@taisei-saiten.co.jp</p>

2. クーリング・オフを行った場合は、
 - (1) クーリング・オフに伴う損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - (2) すでに予約金等をお支払いいただいている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。この場合、返還に関する費用は大成が負担します。
 - (3) 互助会契約に基づきすでに役務サービス等の提供を受けた場合、当該役務サービス等の対価その他の金銭の支払義務はありません。
3. なお、ご葬儀の施行に係る役務サービスの提供を受けた場合、特定商取引に関する法律第6条第4項第2号（特定商取引に関する法律施行令第6条の3第4号）によりクーリング・オフを行うことはできませんので、予めご了承ください。
4. 上記のクーリング・オフの行使を妨げるために大成が不実のことを告げた事により誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、大成から交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは書面によりクーリング・オフを行うことができます。

通 知 書

株式会社大成互助センター 行

〒141-0031 東京都品川区西五反田 2-10-2

私こと、大成互助センターとの間において締結（申込み）をした次の契約を
クーリング・オフにより解除します。

申込日（年月日）	年 月 日
契約内容	円 × 回
申込金額	円

なお、支払った申込金額 _____ 円を下記の口座へ

振り込んでいただくようお願いします。

振込口座	銀 行 信用金庫		本店 支店 出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
	店 番		フリガナ	
	口座番号		名義人	

年 月 日

申込者氏名

印

住所